

参考資料①

## 第4回印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の概要

日 時 平成25年9月8日(日) 14時～18時06分  
場 所 組合3階大会議室  
参加者 委員15名(2名欠席)、事務局7名、関係市町2名  
          コンサルタント2名、傍聴人10名

### 議題1 用地検討委員会の進捗状況について

第5回用地検討委員会の概要を資料として提出 資料1 (ホームページ掲載)

### 議題2 組合議会に関する報告について

組合臨時議会において報告した両検討委員会の進捗状況について報告をする。

### 議題3 広報と意見募集について

【提案内容】 資料2 (ホームページ掲載)

- ① 広報の方法について
- ② 住民との合意形成について

【協議結果】

本検討委員会の協議内容等進捗状況を組合広報・ホームページ、構成市町広報・ホームページに掲載することとする。

本検討委員会に対する意見の常時受け付けについて理解を得る。また、住民委員の応募者から提出のあった小論文の公開については、本人確認のうえ、個人が特定されない形で公開することとする。

#### 議題4 ごみ排出量及び処理・処理量の目標について

**【提案内容】** 資料3（ホームページ掲載）

将来人口については、印西市、白井市は住民基本台帳ベースに平成24年度実績をもとに補正し推計したもの及び、栄町はごみ減量化推進計画の人口推計を採用することについて確認。

原単位の推計、総ごみ量、家庭系・事業系ごみの推計値及び減量目標値案を提案する。

**【協議結果】**

人口推計については了承。

家庭系ごみ排出原単位については、事務局案である過去5年実績データによるものと過去10年実績データを比較し、再度協議することとなる。

減量目標値案については継続審議となる。

#### 議題5 アンケート調査について

資料4（ホームページ掲載）

アンケートについては、印西地区全域にいきわたるように、各市町の各種団体への依頼及び、各地域のスーパーにて配布を実施した。

アンケート調査票は合計1,000部配付し、回答はがきの締め切りは9月20日消印有効とした。集計結果については、第5回検討委員会で報告予定。

#### 議題6 ごみ減量施策について

**【提案内容】** 資料5（ホームページ掲載）

- ① ひとりで始められる減量施策
- ② 地域のみんなと始める減量施策
- ③ 制度を整えて行う減量施策

以上3つに分類した減量施策を提案。

**【協議結果】**

各委員からの意見及び施策提案などを踏まえ再度整理し、継続協議となる。

## 議題7 次期中間処理施設整備事業の基本方針について

**【提案内容】** 資料6（ホームページ掲載）

I 「ごみ処理基本計画」の中間処理計画

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進
- (2) 地域住民等の理解と協力の確保
- (3) 広域的な視野に立って廃棄物処理システムの改善
- (4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

II 将来施設規模の見込み等

**【協議結果】**

I については、時間不足として継続審議となる。

II については、次期施設整備規模の見込みを166t/日±10%とした。

また用地検討委員会が必要とする内容を、現時点での協議結果としてまとめ、後日各委員に確認をしたうえで、用地検討委員会へ報告する。

平成 25 年 9 月 17 日

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

委員長 寺嶋 均 様

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

委員長 庄司 元

### 次期中間処理施設整備事業の基本方針の概略について

貴委員会の検討されている次期中間処理施設整備事業用地に係る次期中間処理施設整備事業の基本方針等につきましては、現在検討段階にありその詳細までを固まったものとしてご提示できませんので、当委員会の現時点における検討結果から貴委員会の検討に必要と思われる基本的事項を中心に基本方針の概略として下記のとおりまとめました。

なお、その他基本方針等については、今後も継続審議してまいります。

### 記

#### 1 中間処理施設の種類の種類

高効率ごみ発電施設としての可燃ごみ焼却施設とする

#### 2 可燃ごみ焼却施設の規模（見込み）

印西地区の今後のごみ排出量予測値（166 t／日[平成 40 年度]）を踏まえ、  
166 t／日 ± 10%程度とする。

#### 3 必要とする土地面積

上記可燃ごみ処理施設用地であること及び粗大・不燃ごみ処理施設（11 t／日 ± 10%程度）用地分を考慮して現在地と同じ2.5 ha 程度とする（現敷地は建替え用地分を考慮してある）。なお、この用地確保にあたっては、施設建設に係る法的な制約、構内車両導線、建て替え用地の必要性、災害への備えだけでなく防災拠点としての機能の確保等にも十分考慮する。

#### 4 公害防止に係ること

現 印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとする。

#### 5 その他重要な事項

- ① 環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とする。

- ② 安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を旨とし、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とする。
- ③ 廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境教育にも効果がある施設とする。